

## 潜水隊の編制に関する訓令

### 海上自衛隊訓令第21号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、潜水隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和37年7月31日

防衛庁長官 志 賀 健次郎

## 潜水隊の編制に関する訓令

**第1条** 潜水隊は、次の各号のいずれかに掲げる自衛艦をもつて編成する。ただし、必要によりこれら以外の自衛艦を編成に加えることができる。

- (1) 潜水艦2以上
- (2) 練習潜水艦2以上及び試験潜水艦1以上

**第2条** 潜水隊の長は、潜水隊司令（以下「司令」という。）とする。

- 2 司令は、1等海佐をもつて充てる。
- 3 司令は、潜水艦隊司令官又は潜水隊群司令の指揮監督を受け、潜水隊の隊務を統括する。

### 附 則

この訓令は、昭和37年8月1日から施行する。

**附 則**（昭和40年2月1日海上自衛隊訓令第7号第1潜水隊群の新編に伴う関係海上自衛隊訓令の整理に関する訓令第6条）

この訓令は、昭和40年2月1日から施行する。

**附 則**（昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第34条）

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

**附 則**（令和6年3月7日防衛省訓令第7号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第7条）

- 1 この訓令は、令和6年3月8日から施行する。